

第6節 考察

1 最高速度違反に係る交通事故対策による交通事故低減効果等

最高速度違反に係る交通事故対策については、交通事故の回避の可能性が高まることから発生件数の低減の効果が見込まれるとともに、交通事故発生時の自動車の運動エネルギーが低くなることから被害程度の低減の効果も見込まれる。

また、自動車の燃費、大気汚染及び騒音の観点からみると、70km/h以上の最高速度規制が行われている道路の区間と60km/h以下の最高速度規制が行われている道路の区間で、最高速度に係る交通事故対策の効果は若干異なるものの、一般的には、最高速度規制を遵守することで、燃費、大気汚染や騒音と安全性のバランスを保つことができることとなる。

これらのことから、最高速度違反に係る交通事故対策の効果及び必要性は高いと認められる。

他方、特に、一般道路のうち生活道路等歩行者や自転車利用者が多く、歩道等が整備されていない道路の区間で、歩行者や自転車利用者の安全を確保することが可能な速度で走行させるための対策を優先する必要がある。

したがって、生活道路等では、最高速度規制を遵守させ、又は最高速度規制で定める速度以下の速度で走行させるための対策を講ずる必要がある。

2 自動車側の最高速度違反に係る交通事故対策の効果

最高速度違反に係る交通事故対策のうち自動車側の対策については、自動車に新たな装置を装備することとなるが、こうした措置は、ACCなどのオプション価格にみられるように、自動車のコスト増の要因となり、このコストは自動車の販売価格に転嫁されることとなる。

乗用車に関しては、国民所得と乗用車の価格との強い相関関係があるとされていること等に鑑みると、自動車のコスト増は、国民の自動車需要に関する意識・動向の低下を招くおそれがあると考えられる。

特に、我が国においては、国民生活モニター調査結果等でみられるように多くの国民が世帯収入の低下や雇用不安を感じており、また、平成20年秋以降、自動車の新車販売台数が減少している。こうした社会経済情勢に鑑みると、新たな装置を装備することによる自動車のコスト増は、自動車需要に関する意識等の低下に限らず、社会経済全体にも影響が及ぶことが懸念される。

また、我が国の自動車は、安価で燃費がよく、故障が少ないという日本車に対する認識の下に、諸外国において高い評価を得てきた。しかし、前述の国民所得と乗用車の価格との強い相関関係については諸外国においても同様

と考えられるところ、自動車に新たな装置を装備することによりコスト増が生じることとなれば、諸外国において我が国の自動車に対する需要が低下し、我が国の自動車の評価が低下するおそれがある。

他方、市場動向調査では、自動車の安全性に関する関心が高くなってきており、内閣府で実施したWEBアンケート調査結果でも速度抑制装置や速度警報装置の必要性は高いとの結果が得られている。しかし、現在の速度抑制装置等については、我が国の交通事故の実態に鑑みると、自動車のコスト増に見合う効果を見込むことができないと考えられる。

以上のことから、費用対効果の点からみても、現時点において自動車側の対策として速度抑制装置等の装備を図るメリットは少ないと考えられる。

3 まとめ

以上のことから、最高速度違反に係る交通事故対策の効果及び必要性は高いと認められる。

そのうち自動車側の対策については、現在のところ走行速度抑制装置や速度警報装置が考えられるものの、交通事故の実態に鑑みると、その費用対効果は低いと考えられる。このため、当面、ACCなど最高速度違反による交通事故対策としての機能も有する装備の普及を推奨することとし、そのほか自動車の走行速度の抑制により効果が見込まれるようなISAの開発に注力することが適切と考えられる。

併せて、交通安全教育や広報啓発といった運転者側の対策やハンプの設置等を始めとする道路側の対策を実施することが適切と考えられる。